

規制の概要

毒物又は劇物の譲渡手続、交付制限(法第14条、第15条関連)

毒物劇物の販売又は授与に際しては、必要事項を書面に記載して、5年間保存する義務があります。

登録を受けた営業者以外の方に販売又は授与する場合には、必要事項を記載し、譲受人が押印した書面の提出を受けなければなりません。また、18歳未満の少年等には交付してはなりません。

関連条文

法第14条(毒物又は劇物の譲渡手続)

- 施行規則第12条の2(毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面)
- 施行規則第12条の2の2(情報通信の技術を利用する方法)
- 施行規則第12条の2の3

法第15条(毒物又は劇物の交付の制限等)

法第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者に販売し、又は授与したときは、その都度、次に掲げる事項を書面に記載しておかなければならない。

- 一 毒物又は劇物の名称及び数量
- 二 販売又は授与の年月日
- 三 譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

2 毒物劇物営業者は、譲受人から前項各号に掲げる事項を記載し、厚生労働省令で定めるところにより作成した書面の提出を受けなければ、毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売し、又は授与してはならない。

施行規則第12条の2（毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面）

法第14条第2項の規定により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。

法第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）

- 3 前項の毒物劇物営業者は、同項の規定による書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものにより提供を受けることができる。この場合において、当該毒物劇物営業者は、当該書面の提出を受けたものとみなす。
- 4 毒物劇物営業者は、販売又は授与の日から5年間、第1項及び第2項の書面並びに前項前段に規定する方法が行われる場合に当該方法において作られる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を保存しなければならない。

施行規則第12条の2の2（情報通信の技術を利用する方法）

- 1 法第14条第3項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。
 - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 毒物劇物営業者の使用に係る電子計算機と譲受人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 譲受人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて毒物劇物営業者の閲覧に供し、当該毒物劇物営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第14条第3項前段に規定する方法による提供を行う旨の承諾又は行わない旨の申出をする場合にあっては、毒物劇物営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

施行規則第12条の2の2（情報通信の技術を利用する方法）

2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

- 一 毒物劇物営業者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
- 二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

3 第1項第1号の「電子情報処理組織」とは、毒物劇物営業者の使用に係る電子計算機と、譲受人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

施行規則第12条の2の3

法第14条第4項に規定する厚生労働省令で定める電磁的記録は、前条第1項第1号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法又は同項第2号に規定する磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により記録されたものをいう。

法第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）

- 1 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を次に掲げる者に交付してはならない。
 - 一 18歳未満の者
 - 二 心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - 三 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 2 毒物劇物営業者は、厚生労働省令の定めるところにより、その交付を受ける者の氏名及び住所を確認した後でなければ、第3条の4に規定する政令で定める物を交付してはならない。
- 3 毒物劇物営業者は、帳簿を備え、前項の確認をしたときは、厚生労働省令の定めるところにより、その確認に関する事項を記載しなければならない。
- 4 毒物劇物営業者は、前項の帳簿を、最終の記載をした日から5年間、保存しなければならない。